証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の追加型証券投資信託につきまして、投資信託約款の変更(約款変更)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

太陽財形株投　太陽一般財形　30
太陽財形株投　太陽一般財形　50
太陽財形株投　太陽年金・住宅財形　30
(以下、総称して「各ファンド」といいます。)

2. 約款変更の内容

(1)投資対象の変更

投資対象を以下のとおり変更するとともに、ETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加する約款変更を行います。

変更後	変更前
財形公社債マザーファンド	太陽財形公社債　マザーファンド
インデックス　マネジメント　ファンド　225　マザーファンド	ニュー　トピックス　インデックス　マザーファンド

これに伴い、各ファンドが実質的に投資するわが国の株式が「東証株価指数(TOPIX)」の採用銘柄から「日経平均トータルリターン・インデックス」の採用銘柄に変更となります。

(2)投資制限の一部変更

同一銘柄の株式への実質投資割合を信託財産の純資産総額の5%以下とする投資制限を撤廃いたします。

(3)その他

・ETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加することに伴い、マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合を信託財産の純資産総額の5%以下とする投資制限を追加いたします。
・ETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加することに伴い、有価証券の貸付けの対象に投資信託証券を追加いたします。

3. 約款変更の理由

各ファンドは、「太陽財形公社債 マザーファンド受益証券」および「ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券」（以下、総称して「各マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として国内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資を行ってまいりました。

しかしながら、各ファンドおよび各マザーファンドの純資産総額が僅少となり信託約款の運用の基本方針に沿った運用が困難な状況となりつつあります。

この状況を踏まえ、各ファンドでは、国内外の公社債およびわが国の株式への実質的な投資を安定的に継続することを目的に、投資対象をより信託財産の規模の大きい「財形公社債マザーファンド受益証券」および「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券」に変更を行うこと、加えて、資金動向に対してより柔軟かつ効率的な運用を可能とするためETF（上場投資信託証券）を投資対象に追加するものです。

これに伴い、各ファンドが実質的に投資するわが国の株式は「東証株価指数（TOPIX）」の採用銘柄から「日経平均トータルリターン・インデックス」の採用銘柄に変更することになりますが、いずれもわが国を代表する株式を投資対象としている点に変わりはなく、投資家の皆さまへの影響は、運用の維持が困難となる状況と比較して限定的であると考えております。

また、各ファンドでは、株式1銘柄当たりの実質投資割合を5%以下とする投資制限を設けております。約款変更が成立した場合に新たな投資対象となる「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」の連動対象指数である日経平均トータルリターン・インデックスにおいては、近年、上位構成銘柄の構成比率が高まっていますが、当該マザーファンドにおいては指数への連動をめざす運用を行うため、各銘柄の組入比率を指数における構成比率を意識した水準としております。したがって、各ファンドにおいて実質組入比率が5%に近づいた銘柄の比率を、マザーファンドにおいて個別に引き下げることは難しい状況にあり、当該投資制限への抵触を回避するためには実質株式組入比率の引き下げを行わざるを得ない場合があります。このため、各ファンドにおいて相当程度の実質株式組入比率を維持できるよう、株式1銘柄当たりの実質投資割合を5%以下とする投資制限を撤廃することといたします。

その他、ETF（上場投資信託証券）への投資を行うにあたって、投資制限や有価証券の貸付け範囲等に所要の変更を行うものです。

4. 約款変更までの日程について

・受益者および受益権口数の確定日　：　2026年11月4日
・異議申立期間　：　2026年11月4日～2026年12月23日
・約款変更の可否判断日　：　2026年12月24日
・買取請求期間　：　2027年1月6日～2027年1月25日
・約款変更適用日（予定）　：　2027年2月3日

Asset Management One

5. 異議申立て手続きについて

2026年11月4日現在の受益者で、上記の約款変更についてご異議のある方は、2026年11月4日から2026年12月23日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2026年11月4日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更の届出を行い、2027年2月3日より適用します。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の基準価額）で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

＜ご留意事項＞

異議申立て手続きの結果、いずれかのファンドにおいて約款変更が成立しなかった場合（異議申立てをされた受益者の受益権の口数が総口数の2分の1を超えた場合）には、成立したファンドのみ約款変更を行います。この場合、約款変更が成立したファンドにおいては、保有するマザーファンドを売却し、新たに投資対象とするマザーファンドに投資を行うこととなります。

その結果、約款変更を実施しないファンドが投資する「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」においては純資産総額がさらに減少することとなりますが、これにより株式への投資に十分な金額が維持できない場合には、国債等のみで運用する状況となることも想定されます。

また、約款変更を実施しないファンドにおいては、株式の1銘柄当たりの実質投資割合の制限により、実質株式組入比率（マザーファンドの組入比率）の引き下げを行わざるを得ない場合があります。

これらの要因により、約款変更を実施しないファンドにおいては、信託約款の運用の基本方針に沿った運用が困難となることが想定されますので、あらかじめご留意くださいますようお願いいたします。

以上

2026年11月4日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社